

兵庫県新型コロナウイルス感染症対策検証報告書 ～新たな感染症危機に備えるために～

【概要版】

【案】

令和〇年〇月〇日
兵庫県新型コロナ対策検証プロジェクトチーム

1 検証の基本的事項

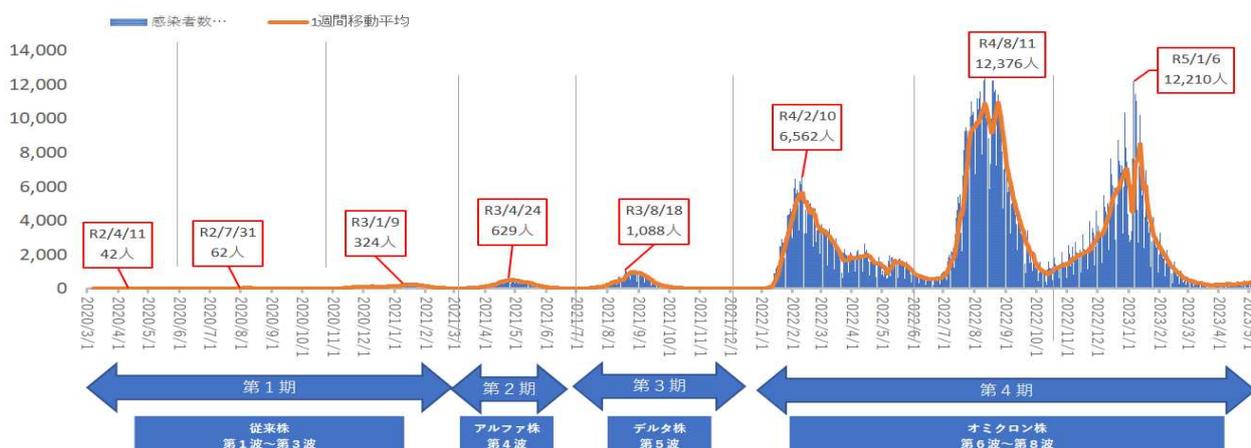
(1) 目的

- 3年間超にわたる新型コロナウイルス感染症への対策について、県の取組を検証し、その結果を新型インフルエンザ等対策行動計画や感染症予防計画に反映するなど、今後の感染症に備える

(2) 検証体制等

- 防災監（リーダー）、保健医療部長・副防災監（副リーダー）、各部次長等で構成する「兵庫県新型コロナ対策検証プロジェクトチーム」を設置（R5.6.23）
- 検証にあたっては、**県民、市町、各種団体、感染症対策アドバイザーや新型インフルエンザ等対策有識者会議などの専門家**から意見を聴取し、R6.1を目処に検証結果を取りまとめ・公表

(3) 検証の期間・区分 ※感染症法上の5類感染症移行までを主たる対象とし、それ以降の期間は特異事項のみを対象とする



(4) 検証報告書の構成

章	内 容
Chapter 01 検証の基本的事項	検証の考え方、主な構成内容
Chapter 02 発生からの経過	時系列での各波の新規感染者数や病床利用率等の状況
Chapter 03 分野別検証	8分野17項目ごとの検証 I 保健医療 (①基本的な感染対策、②医療提供体制、③検査・療養体制、④保健所体制、⑤ワクチン) II 福 祉 (⑥社会福祉施設等) III 経 済 (⑦事業活動支援、雇用、貸付制度) IV 生 活 (⑧県民生活支援等) V 社会活動 (⑨社会活動制限、⑩県立施設等) VI 教 育 (⑪学校等) VII 体 制 (⑫本部体制、⑬関西広域連合及び他府県との調整、⑭県内市町との連携、⑮行政継続維持、⑯国及び県の予算措置) VIII 広 報 (⑰広報)
Chapter 04 各種意見等	県民、市町、各種団体、専門家からの意見等
Chapter 05 検証を踏まえて今後取り組んでいく事項	今後の備えとして必要となる対策

(5) 新型コロナ対策アーカイブ

- 検証作業にあたって収集した関連資料を体系的に整理し、「新型コロナ対策アーカイブ」として県ホームページに掲載

2 分野別検証 (1 保健医療)

【主な取組】

【医療提供体制】

- 感染状況（フェーズ）に応じて、医療機関に病床の確保を依頼
- 医療機関の院内感染を防止するため、個人防護服などの整備を支援
- 県立病院において、感染状況に応じて適切に病床を確保するとともに、重症者や透析患者等の特別に配慮が必要な患者を積極的に受け入れ
- 医療提供体制確保計画に基づき、**宿泊療養施設**を確保し、無症状者や軽症者に対応
- **救急のコロナ重症者に対応する医療機関**を設定し、一般救急との役割分担を構築することにより、救急医療体制を確保
- **季節性インフルエンザとの同時流行**を想定した医療体制を構築（第4期）
- 感染力が高いが重症化率の低いオミクロン株（BA.5）が主流になり、軽症の新規感染者が増加したことに伴い、**自主療養制度**を開始（第4期）

【県や市町等の体制】

- 保健所業務を支援するため、**職員の派遣**や**一部業務の集約化（保健所業務支援室）**を実施
- **健康相談コールセンター**を設置し、24時間体制で県民からの相談に対応
- 患者の増加を踏まえ、圏域をまたいだ入院調整等に対応する必要があったことから、他の都道府県よりも早い時期（R2.3.19）に**新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）**を設置し、政令・中核市を含めた全県を対象に病床情報を一元化し共有する体制を構築（第1期）
- **感染症の分析や検証を踏まえて県施策への助言を行う感染症対策アドバイザー**の設置（第4期）

【県民への周知】

- **基本的な感染対策や医療関係者への風評被害の防止など、知事メッセージ等により発信**
- 感染警戒期の段階で、医療ひっ迫時の重症化リスク等に応じた受診・療養の流れを周知するとともに、抗原検査キットや常備薬の事前購入を呼びかけ（第4期）

【ワクチン接種・検査】

- ワクチン接種を進めるため、実施主体の市町を支援するほか、県でも**大規模接種会場**を設置
- 国対策により、無症状者を対象とした**無料検査**を実施（第3期）

【有効であった対応】

- フェーズに応じた機動的な病床の確保
- ICTを活用した自主療養制度の導入
- 医療スタッフと連携した宿泊療養施設の確保
- 医師会等との定期的な意見・情報交換
- 保健所業務支援のための職員派遣等
- CCC-hyogoの設置
- 感染症対策アドバイザーの設置
- ワクチンの県大規模接種会場の設置

【教訓・課題】

- 妊婦や小児等の感染者が増加した際に受け入れ病床が不足（圏域により受入病床に格差）
- 病床逼迫の解消に向けた回復患者の転院先（後方病院）の早期確保
- 配慮を要する方の地域での更なる入院受入促進
- 業務逼迫時に保健所職員が対応すべき業務の選別
- ワクチンの安全性等に関する県民の不安
- 無料検査事業における全国的な不正事案の発生
- 感染初期の迅速な状況把握に向けた検査体制の確保

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ 医療機関間の入院調整機能や情報共有を強化するとともに、入院調整困難時の行政の支援体制（保健所や入院調整センター等）を充実
- ・ 平時からの体制確保による重症患者や妊婦・小児等の速やかな受け入れ
- ・ DXによる緊急搬送時の入院調整の効率化（入院要否の早期判定に向けた病状把握のDX化推進等）
- ・ より実効性のあるBCPの作成支援等により、医療機関における職員欠勤時の診療体制を確保
- ・ 感染症に関する専門性の高い人材を計画的に育成
- ・ 保健所業務を支援する組織を迅速に設置して柔軟に運用するとともに、保健所業務を一部集約して効率化
- ・ 県と市町、各保健所間などにおける各種情報の更なる共有化
- ・ ワクチンに不安を抱える人などに対し、情報提供や相談体制の整備等によりきめ細やかに支援
- ・ 全国一律で早急に実施する必要がある無料検査事業等については、国の制度設計時点で一定の不正防止策を講じるよう、国に要望
- ・ 感染初期の迅速な状況把握に向けた、平時からの衛生研究所間などの連携や検体搬送体制の確保
- ・ 救急車の適正利用、医療機関受診の適正化のための事前相談体制の充実強化

2 分野別検証（Ⅱ 福祉）

【主な取組】

- 収入が減少した生活困窮世帯を対象とした貸付や給付金の支給を実施
- 悩みを抱える人を適切な相談窓口につなげるための取り組みを促進
- ひとり親世帯等を対象に、生活支援特別給付金等の支給を実施
- 解雇や離職等による収入減少者等を対象に県営住宅や公社賃貸住宅を提供
- 社会福祉施設等での感染拡大を防止するため、職員への集中的検査を実施（第2～4期）
- 社会福祉施設等での往診支援や専門家（感染症認定看護師等）の派遣に加え、施設内療養者への対応力を強化（第4期）

【有効であった対応】

- 失業や収入減などによる生活困窮者等に対する各種支援の実施
- 社会福祉施設等の職員への集中的検査、施設内療養者に対する往診支援や専門家の派遣等
- 研修や動画作成などによる社会福祉施設等の感染対策の強化

【教訓・課題】

- 生活困窮者等へのきめ細かい対応
- 社会福祉施設等における長期間の面会制限が及ぼした心身への悪影響やQOLの低下
- 社会福祉施設等における医療機関等との連携体制の構築、感染拡大時の円滑な業務の継続、感染拡大リスクの高い行為等の例の周知徹底

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ 社会・経済情勢の変化等に応じた、悩みを抱える人への相談体制等の構築
- ・ 生活困窮者やひとり親への個別通知等、迅速な支援のためのプッシュ型支援を推進
- ・ 社会福祉施設等における平時からの医療機関等との連携体制の構築、感染拡大防止、円滑な業務継続に対して支援（介護保険法においてR6年度から業務継続計画（BCP）に基づく研修・訓練等が義務付け）

2 分野別検証 (Ⅲ 経済)

【主な取組】

- 兵庫県中小企業融資制度「新型コロナウイルス感染症対応資金」を開始 (R2.5) し、R2.4補正予算で1兆円、R2.9月補正で1兆3,000億円の融資枠を確保するなど、中小事業者の資金繰りを支援
- 緊急事態措置の実施に伴う休業要請等により売上の減少に直面した中小事業者等を協力金の給付等で支援 (第1期)
- 需要が落ち込んだ県内宿泊旅行業を支援するため、感染状況を見極めつつ、新たな観光需要の創出に向けた取り組みを実施 (ひょうごを旅しようキャンペーン) (第3~4期)

【有効であった対応】

- 各種支援事業により、コロナ禍で厳しい状況におかれた事業者の経営を支援
- 各事業の実施に伴って発生する短期間の膨大な事務処理について、外部委託を活用した事務局体制を構築し、迅速に対応

【教訓・課題】

- 手続きの合理化や簡素化と不正防止のバランス
- 早期実施が必要な事業において、十分な周知期間を確保できず、制度を知らずに利用できない事業者や県民が発生
- 全国規模の事業の実施主体が都道府県とされ、都道府県ごとに事業制度が異なったことで、事業者等が混乱 (ひょうごを旅しようキャンペーン)

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ 早期の実施が必要で十分な周知期間を確保できない支援事業については、各種団体等をはじめとする最大限のネットワークを活用し、迅速かつ幅広く周知
- ・ 全国で実施する支援事業については、国において一元的に支援策を実施するよう、国に要望

2 分野別検証 (Ⅳ 生活)

【主な取組】

- 新型コロナによる差別を防止するため、各種啓発活動のほか、**インターネット・モニタリング事業の監視対象に新型コロナに関する悪質な書き込みを加える**など、人権侵害抑止策を強化
- 県税について、国の緊急経済対策として講じられた徴収猶予特例等の措置を速やかに実施するとともに、経済的に厳しい状況におかれた県民を税制上の措置により支援 (第1期)
- 市町が住民や事業者向けの水道料金の減免を実施する場合、減免の内容に応じて、市町が県に支払う県営水道の料金を3か月間免除 (第1期)

【有効であった対応】

- インターネット・モニタリング事業を活用した人権侵害抑止策の強化
- 経済的に厳しい状況におかれた県民に対する税制面での支援

【教訓・課題】

- SNS上での誹謗中傷など、インターネット上での人権侵害が深刻化
- 行動制限下における県税の申請や納付等の手段の確保

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ SNS上での誹謗中傷などを防止するための条例制定に向けた検討を進めるとともに、早急な法整備を国に要望
- ・ 県税に関する申請や納付等について、行動制限下でも支障が生じないよう、多様化や電子化を推進するなど、県民の利便性を向上

2 分野別検証 (V 社会活動)

【主な取組】

- 緊急事態措置やまん延防止等重点措置の実施等を踏まえ、**外出自粛、飲食店等の休業・時短営業、施設の使用制限、催物の開催制限、業種別ガイドラインに基づく感染対策等**を要請
- 各種要請の実施に伴い、歓楽街等における外出自粛の呼びかけ、飲食店等への見回り、**第三者認証制度**の導入、大規模イベント開催時の**感染防止安全計画**の策定依頼など、要請の実効性を担保する取り組みを実施
- 重症化率の低いオミクロン株の特性を踏まえ、**社会経済活動と両立可能な制限**に移行（第4期）

【有効であった対応】

- 第三者認証制度や大規模イベントに関する感染防止安全計画の策定
- 業種別ガイドラインに基づく感染対策
- リモートワークの推進に向けた県・市町及び経済団体等による啓発・実践
- オミクロン株の特性を踏まえた社会経済活動と感染対策を両立した対策への移行

【教訓・課題】

- 緊急事態宣言の発令等について、実態として各都道府県知事が判断
- **明確なエビデンスがない中で、国の指針を踏まえつつ、現場の状況に応じた内容により各種要請を実施**

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ 緊急事態宣言の発令や各種要請等の基準は、**エビデンスに基づき全国一律で示すよう**、国に要望
- ・ **県が各種要請等を判断する上で、独自に専門家の助言を得られる体制を確立**

2 分野別検証 (VI 教育)

【主な取組】

- 県教育委員会事務局に「**教育委員会新型コロナウイルス対策会議**」を設置し、様々な課題について、迅速に対応
- 国からの要請や緊急事態宣言の発令等に伴い、県立学校を**一斉に臨時休校**するとともに、その他の学校等に対しても、県立学校に準じた対応を要請（第1期）
- 「**学校に持ち込まない、学校内に広げない**」を基本に感染対策を徹底し、緊急事態措置実施期間等においても、活動を一部制限しながら**教育活動を継続**（第2～4期）

【有効であった対応】

- 「教育委員会新型コロナウイルス対策会議」における諸課題への迅速な対応
- 感染対策を徹底しながらの教育活動の継続

【教訓・課題】

- 教育活動の休止や制限に伴うストレスの増加等、児童生徒等への悪影響が懸念
- オンライン教育の実施にあたっては、環境整備のほか、教員にも一定のスキルが必要

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ 感染対策を徹底した上で、可能な限り教育活動を継続
- ・ 対面での授業や実習ができなくなった場合に備えて、オンライン教育に関する環境整備のほか、教員のスキルアップを実施

2 分野別検証 (VII 体制)

【主な取組】

- 知事を本部長とする**対策本部**を設置し、様々な課題に対して全庁体制で対応
- 対策本部会議に保健・医療関係者が**参与**や**アドバイザー**として参画し、現場の意見を県施策に反映
- 経済や人流の交流圏として一体である**3府県（京都、大阪、兵庫）**で連携し、国への要請等を実施
- 感染拡大防止のため、県職員の在宅勤務や時差出勤等の柔軟な働き方を推進
- **地方創生臨時交付金**など国の対策を活用し、感染状況等に応じて機動的に予算を措置

【有効であった対応】

- 対策本部会議への保健・医療関係者の参画
- 近隣府県と連携した国要請等の実施
- 県職員の在宅勤務や時差出勤等の柔軟な働き方の促進（在宅勤務システム「テレワーク兵庫」の整備）
- 国の対策を活用した機動的な予算措置

【教訓・課題】

- 対策本部会議への専門家の参画等により、現場の意見を県施策に反映させることは重要
- 近隣府県との連携は有効であるため、平時から連携や情報共有を図っておくことが必要
- 在宅勤務での円滑な業務実施には、ICT環境の整備やペーパーレス・ストックレス化が必要
- 国の対策を活用した場合、事業が交付金内示額の範囲内に制約

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ 平時からの専門家や近隣府県との連携や情報共有
- ・ 感染症のまん延時に有効となる在宅勤務の円滑な実施に向けたICT環境の整備やペーパーレス・ストックレス化を推進
- ・ 国制度基金を県に設置して国費を積み立てるなど、予見可能性及び自由度の高い財政制度の創設を国に要望

2 分野別検証 (VIII 広報)

【主な取組】

- 記者会見やメディア出演などの機会に、知事から県民にタイムリーなメッセージを発信
- 県ホームページのトップページを**新型コロナ関連情報に特化した緊急時専用ページ**に切り替えるとともに、**特設サイト**や**支援情報まとめページ**を開設し、情報を一元化してワンストップで発信
- 報道機関向け勉強会や現地取材の実施により、報道機関に正確な情報を発信
- **各種広報媒体**や**ツール**の活用、**民間企業との連携**等により、多様な手法で県民に情報を発信
- 毎日の感染状況の発表について、政令・中核市と連携し、県下での発表方法のルールを統一

【有効であった対応】

- 県ホームページを用いてワンストップで情報発信することで、県民が求める情報や県が伝えたい情報をまとめて発信
- SNSや動画を活用し、感染状況や感染防止対策をリアルタイムで発信
- 専門人材を活用し、わかりやすいデザインでホームページやポスター等を作成

【教訓・課題】

- 県民・事業者へ呼びかけるべきポイントを、より分かりやすく効果的に情報発信するための工夫

【今後の感染症対策に生かすこと】

- ・ 県民が必要な情報をすぐに入手できるよう情報を一元化してワンストップで発信するとともに、専門人材の活用等により、わかりやすいデザインでホームページやチラシ等を作成
- ・ **知事の記者会見やメディア出演のほか、広報紙やホームページ、SNS等を活用したメディアミックスによる広報のさらなる推進**

3 検証を踏まえて今後取り組んでいく事項

- 検証を踏まえ、新たな感染症に備えるため、今後への備えとして必要となる対策を取りまとめ

項目	具体的な対策（例）
① 医療提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関間の入院調整や情報共有の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 診療情報等を共有するプラットフォームの構築等 ・入院調整に対する支援体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入院調整困難時の保健所や入院調整センター等によるバックアップ機能の充実等 ・平時からの体制確保による要配慮者の速やかな受け入れ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基礎疾患や障がいのある方など、患者の状況に応じた受入医療機関や搬送体制の確保等 ・宿泊療養施設の適切な確保・運営 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染状況に応じた適切な時期・規模の宿泊療養施設の確保・運営等 ・県立病院における対応力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 各病院のICT(感染制御チーム)を中心とした、有事に備えた研修・カンファレンスの定期的実施等 ・救急車の適正利用や医療機関受診の適正化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 救急相談・医療機関案内等を実施する救急安心センター事業(#7119)の充実検討等
② 高齢者施設をはじめとする社会福祉施設の対策強化	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉施設における感染拡大防止対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 衛生資材の確保、施設内療養者への対応力強化、感染拡大リスクのある行為等の具体例の周知徹底等 ・社会福祉施設における業務継続に向けた取組 <ul style="list-style-type: none"> ➢ BCP(事業継続計画)や衛生管理等の基準に基づく適正な運営を確保するための指導・情報提供等 ・社会福祉施設と医療機関との連携体制の構築 ・社会福祉施設におけるQOL(生活の質)の維持 <ul style="list-style-type: none"> ➢ オンラインの活用など施設の特性に応じた面会機会の確保等

項目	具体的な対策（例）
③ 人材・物資の備えと確保	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策に関する人材の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ICD(感染制御医師)やICN(感染管理看護師)など専門的な知識を有する医療従事者との平時・有事における協力体制の構築 ・医療用物資等の確保体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 関係団体の協力により緊急時に医療用物資等を適切に確保できる体制の構築等 ・院内感染防止に向けた備蓄・感染症対応能力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 院内感染の防止に必要な設備や資機材(個人防護服等)の常時備蓄、医療従事者等に対する研修・訓練 ・医療機関における業務継続の取組支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 職員欠勤時の診療体制確保のための実効性の高いBCP作成支援等
④ 保健所業務の効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所業務を支援する組織の迅速な設置及び柔軟な運用 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 本庁における保健所業務の一部集約による効率化等 ・保健所業務の重点化及び優先順位付け <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健師等の専門職にしかできない業務やBCPにおいて延期できる業務の選別等 ・保健所の人員体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 民間人材派遣会社などの活用体制の確立による即応体制の整備、市町からの専門職(保健師等)の派遣等 ・保健所における各種様式等の統一 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 保健所間における円滑な情報共有および民間派遣職員等の速やかな業務着手のための各種様式の統一

項目	具体的な対策（例）
⑤ 各種情報の共有、的確な情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染防止対策等の迅速な情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症の専門家等が集まり様々な情報を共有できるプラットフォームの構築等 ・ 円滑な情報共有のための連携体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県、市町、保健所、地方衛生研究所等の間における平時からの定期的な情報交換等 ・ ワンストップでの分かりやすい情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 情報を一元的に集約した上での特設ホームページにおけるワンストップ発信等 ・ 感染状況に応じたタイムリーで効果的な情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 知事メッセージによる呼びかけ、SNS等の多様な媒体を活用した情報発信等
⑥ デジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療DX化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 入院要否の早期判定に向けた病状把握のDX化推進等 ・ デジタル化による医療機関や保健所の業務や情報共有等の効率・迅速化 ・ デジタル化による救急搬送時の調整の効率化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ G-MIS(医療機関等情報支援システム)の活用による迅速な病院の選定等 ・ 在宅勤務等のテレワークの推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 行政機能の維持等の観点から、モバイル端末の活用、オンライン会議の拡大、各種資料のデジタル化等を推進

項目	具体的な対策（例）
⑦ 実効性ある社会活動制限の実施と広域連携体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ エビデンスに基づく社会活動制限の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 緊急事態宣言の発令等に関するエビデンスに基づく全国一律の基準の設定についての国への要望、県が各種要請等を判断する上で専門家の助言を得られる体制の確立、県民や事業者の理解を得たうえでの各種要請等の実施等 ・ 各種要請の実施にあたっての事業者への支援 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認証店制度等の取組について、事業者の負担軽減を図るための事務手続きのサポート体制の構築等 ・ 県立施設等における適切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染リスクを低減しながらできるだけ通常の運営が可能となる仕組みの検討等 ・ 平時からの近隣府県等との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 府県間連携・調整の場としての広域連合委員会の活用、感染症の特性に応じた広域支援の検討等

4 参考

(1) 新型インフルエンザ等対策有識者会議

- 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画の案の作成及び変更にあたり、専門的な知識に基づく意見を聴くため、学識経験者等による有識者会議を設置
- 感染症、医療、危機管理、経済、マスコミ等の分野の委員11名で構成

分野	所属	氏名
感染症学（感染制御）	神戸大学医学部附属病院 感染制御部 部長	会長 宮良 高維
感染症学（感染症治療）	神戸市立医療センター中央市民病院総合内科／感染症科医長	土井 朝子
地域医療	兵庫県医師会副会長	橋本 寛
公衆衛生（相談体制）	兵庫県看護協会専務理事	西口 久代
公衆衛生（予防接種体制等）	神戸市保健所長	楠 信也
公衆衛生（患者、接触者対応）	兵庫県保健所長会会長（洲本健康福祉事務所長）	鷺見 宏
水際対策	神戸検疫所長	柏樹 悦郎
危機管理	兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科准教授	紅谷 昇平
事業継続・県民生活維持	兵庫県商工会議所連合会専務理事	楠山 泰司
事業継続・県民生活維持	西日本旅客鉄道(株)兵庫支社 副支社長	秋元 勇人
広報・風評被害対策	(株)神戸新聞社論説委員長	勝沼 直子

+ **オブザーバー** 現行1名（WHO神戸センター 所長：サラ・ルイズ・バーバー）

※ 要綱に基づき必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(2) 県民モニター

- ① 内 容：新型コロナに関する県の対策の評価や、新型コロナに本人や家族が罹患した際の経験などに関する計13問（選択式及び自由記述式）
- ② 期 間：R5.9.29～R5.10.9
- ③ 回答数：1,817件
- ④ 主な結果：
 - ・「県の基本的感染対策が適切に実施されていたか」について、86.5%が「適切と感じる」と回答
 - ・「社会活動制限が適切であったか」について、69.5%が「適切と思う」と回答
 - ・「罹患した際にスムーズに受診できたか」について、55.0%（医療が必要な方のうち65.6%）が「スムーズに受診できた」と回答
 - ・「今後、感染症医療を充実させるべきか」について、65.3%が「充実させるべき」と回答

(3) 県民アンケート

- ① 内 容：県の新型コロナ対策の検証（中間取りまとめ）に対する意見（自由記述式）
- ② 期 間：R5.11.1～R5.11.21
- ③ 方 法：WEB上で回答（県民だよりひょうご11月号にQRコードを掲載、県ホームページのトピックスにアンケート画面へのリンクを掲載）
- ④ 回答数：15件
- ⑤ 主な意見：
 - 年末に症状が出た際、県や市のコールセンターに電話してもなかなか繋がらず困ったので、回線の増設が必要ではないか(☆)
 - コロナの報道で不安が煽られ、誹謗中傷や買い占めに繋がった面があるのではないかと(☆)

(4) 市町への意見聴取

- ① 内 容：県の新型コロナ対策の検証に対する意見（自由記述式）
- ② 期 間：R5.11.6～R5.11.27
- ③ 回答数：26件（6市町）
- ④ 主な意見：

[保健所体制]

- 保健所逼迫時の市町からの保健師等の応援派遣は、今後も必要ではないか（☆）

[ワクチン]

- ワクチン接種開始時期等について、市町により市町医師会との連携に差が生じたことは課題であり、県と県医師会の強力な連携やリーダーシップが必要（☆）

[県内市町との連携]

- 市町に影響のある県施策の方針決定にあたっては、事前に十分協議を図っていただきたい（☆）
- 市町にも住民からの健康不安に対する問い合わせが激増したため、県が早期に市町に情報提供を行い、市町でも一般的な問い合わせに対応できる仕組みが必要（☆）
- 危機管理上の観点から、保健所設置市以外の市町から感染者等の情報を共有するよう申し入れがあったことを踏まえ、個人情報の共有方法を検討してはどうか（☆）

[広 報]

- メッセージやチラシは広く注意喚起を行うことができ、住民の意識醸成に有効（☆）

※ ●：提言や指摘、○：施策に対する肯定的意見

※ ☆：報告書に反映・対応済み、△：今後検討

(5) 各種団体への意見聴取

- ① 内 容：県の新型コロナ対策の検証に対する意見（自由記述式）
- ② 期 間：R5.11.2頃～R5.11.24頃
- ③ 回答数：52件（16団体）
- ④ 主な意見：

[医療提供体制]

- 外来医療の逼迫は、患者の集中ではなく、第2期までは検査応需体制の不備、第4期以降は不要不急の受診や検査キット不足に起因していた（☆）
- 抗原定性検査キットについて、無料検査所等からの大量発注により、本来優先されるべき発熱等診療検査医療機関への供給に支障が生じた（☆）
- 宿泊療養施設等において、特定行為を行うことのできる看護師の活用を検討してはどうか（☆）

[社会福祉施設等]

- 社会福祉施設において、ADLの低下により健康状態の悪化が生じたことを反省し、住み慣れた施設内で療養が継続できる医療・介護提供体制を構築すべき（☆）
- 社会福祉施設における集中的検査は好評であり、今後も継続を希望（△）

[生活困窮者対策]

- 困窮状態が継続している世帯等に対しては、経済的支援と生活再建等に向けた相談支援の一体的実施や、民間団体による食糧支援などの柔軟な支援策の活用が必要（☆）

[経 済]

- 拡大防止協力金は大変有効であったが、何度も同じ書類の提出を求められるなどの事務処理上の負担、対象業種の偏り、支払いまでのスピード感などには課題があった（☆）

※ ●：提言や指摘、○：施策に対する肯定的意見

※ ☆：報告書に反映・対応済み、△：今後検討

(6) 専門家への意見聴取

- ① 内 容：県の新型コロナ対策の検証に対する意見（会議での意見聴取、自由記述式による回答）
- ② 聴取先：兵庫県新型インフルエンザ等対策有識者会議、兵庫県感染症対策アドバイザー
- ③ 主な意見：

[医療提供体制]

- 入院対象者を早期に選別するための入院患者の病状の医療DX化が必要(☆)
- 病院間で診療情報を共有できる仕組みが必要(☆)
- 看護職の派遣等について、柔軟に対応する仕組みが必要(☆)
- 高齢者施設等への認定看護師の訪問指導は有効であった(☆)
- 医療強化型の宿泊療養施設の設置は、他府県ではあまり見られない取組であり評価できる(☆)
- 宿泊療養施設では、医療的ケアの充実のほか、介護が必要な方の受入体制の充実が必要(☆)
- 入院調整には、医療機関間の役割分担の明確化や入院受入状況の迅速な共有、行政のバックアップが重要(☆)
- 平時からの専門家の人材データベースの構築(☆)、専門家からの情報を行政や医療機関と共有できるプラットフォームの構築(☆)などが必要

[保健所体制]

- 保健師の増員など、県の方向性は評価できる(☆)
- パンデミック時には保健所に急激に大きな負荷がかかるので、人的支援の他、事前の業務整理（保健所でないとできない業務の選別や業務の優先順位付け）が必要(☆)

※ ●：提言や指摘、○：施策に対する肯定的意見

※ ☆：報告書に反映・対応済み、△：今後検討

(7) 新型コロナ対策アーカイブ

- 検証作業にあたって収集した関連資料を体系的に整理し、「新型コロナ対策アーカイブ」として県ホームページに掲載

区 分	内 容
1 本部会議資料等	新型コロナウイルス感染症対策本部会議（81回）、知事メッセージ、動画等
2 感染状況	新規感染者数、年齢別割合、ゲノム解析結果等 ※本編以外の資料
3 各種施策等	4期別、8分野（17項目別）で各部の資料を掲載（時系列を基本）
4 その他	現場の生の声を掲載したコラム等